

国民宿舎運営事業特別会計
経営健全化計画

平成22年3月

高知市

目 次

| | |
|---|---|
| はじめに | 1 |
| 1 資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因の分析 | 2 |
| (1) 桂浜荘が置かれている環境 | 2 |
| (2) 国民宿舎運営事業特別会計の資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因 | 3 |
| 2 財政の早期健全化の基本方針 | 4 |
| (1) 経営の存廃について | 4 |
| (2) 経営の早期健全化手法について | 4 |
| 3 資金不足比率を経営健全化基準未滿とする方策 | 5 |
| (1) 施設改築に係る起債元金への一般会計からの繰入 | 5 |
| (2) 経営改善の方策 | 5 |
| ア 指定管理者の公募について | 5 |
| イ 公社の経営改善の取組について | 5 |
| ウ 施設の改修について | 7 |
| 4 経営健全化計画期間 | 7 |
| 5 各年度ごとの方策に係る歳入及び歳出に関する計画 | 8 |
| 6 各年度ごとの資金不足比率の見通し | 8 |
| おわりに | 9 |

■資料

| | |
|-------|---------------------------|
| 資料1 | 起債償還計画 |
| 資料2-1 | 国民宿舎桂浜荘の運営状況について (H7~20) |
| 資料2-2 | 国民宿舎桂浜荘の運営状況について (H21~31) |
| 資料3 | 資金不足比率について |
| 資料4 | 国民宿舎桂浜荘改築収支計画 (試算) |

はじめに

昭和 39 年 4 月に開設した国民宿舎桂浜荘（以下「桂浜荘」という。）は、老朽化に伴い約 19 億円をかけて改築し、平成 7 年にリニューアルオープンした。国民宿舎に係る収支は開業当初は高知市の一般会計に含まれていたが、平成 7 年のリニューアルオープンに際し、独立採算制による国民宿舎事業の収支の明確化を目的として、国民宿舎運営事業特別会計を設置した。

改築費用の主な財源とした起債の元利償還額は平成 20 年度までに約 19 億円に上り、平成 26 年度まで残り約 8 億 8,700 万円の元利償還を抱えている（資料 1 参照）。

平成 20 年度の国民宿舎運営事業特別会計の決算の単年度収支は約 1 億 3,000 万円の赤字、累積赤字は約 13 億 3,500 万円となっており、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「財政健全化法」という。）による資金不足比率は 238%となった（資料 2-1, 3 参照）。

財政健全化法第 23 条では、「地方公共団体は、公営企業の資金不足比率が公営企業の経営の健全化を図るべき基準として政令で定める数値以上である場合には、当該公営企業について、当該資金不足比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする公営企業の経営の健全化のための計画を定めなければならない」と規定されている。

国民宿舎運営事業特別会計の資金不足比率 238%は、経営健全化基準の 20%を大きく上回ったことから、高知市は財政健全化法に基づき、経営健全化計画を策定しなければならない。

また、法第 23 条第 2 項によると、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、当該公営企業の経営の健全化を図るため必要な最小限度の期間内に、資金不足比率を経営健全化基準未滿とすることを目標として、計画に定めなければならない事項を掲げている。

経営健全化計画の策定に先立ち、地方自治法第 252 条の 41 第 1 項及び高知市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 3 条第 3 項の規定による個別外部監査を実施し、個別外部監査人による監査の結果を 12 月議会で報告した。

財政健全化法の規定に基づくとともに、この個別外部監査人による監査をふまえ、高知市国民宿舎運営事業特別会計の経営健全化計画を策定する。

国民宿舎運営事業特別会計経営健全化計画

高 知 市

1 資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因の分析

(1) 桂浜荘が置かれている環境

桂浜荘は、勤労者及び家族の健全なレクリエーションと健康の増進を図り、あわせて一般観光客の利用に供するため低廉で清潔な休養施設として昭和39年5月に設置した。開業以来多くの市民・観光客に利用されていたが、老朽化の進行等により全面改築を行い、平成7年にリニューアルオープンをし、現在に至っている。

宿泊利用客は、平成8年度には34,340人であったものの、その後減少傾向が続き、平成20年度には22,793人となり、平成8年度に比較し66%まで落ち込んでいる（資料2-1参照）。

宿泊客の減少の要因としては、長引く景気低迷の影響や、ホテルの料金の低価格化が進んでいることなどが考えられる。

また、旅行形態が従来の団体旅行から、少人数、小グループでの旅行形態へと変化し、洋室志向の傾向が強まる中、桂浜荘は定員2名の洋室は3室のみで、残り27室は1室あたりの定員が4人を超える和室しか擁しておらず、観光客のニーズに十分対応できていない。このことから、宿泊定員に対する実宿泊者の率である宿泊利用率については、当初70%台を記録していたものの、ここ数年は50%台にまで落ち込んできている。

■公営国民宿舎 宿泊利用率の推移（%）

| | 桂浜荘 | 全国平均 |
|-------|------|------|
| H7年度 | 73.7 | 36.8 |
| H8年度 | 77.3 | 36.6 |
| H9年度 | 73.3 | 35.5 |
| H10年度 | 73.7 | 34.0 |
| H11年度 | 67.9 | 32.5 |
| H12年度 | 62.8 | 32.1 |
| H13年度 | 59.3 | 32.2 |
| H14年度 | 61.4 | 32.3 |
| H15年度 | 56.6 | 32.9 |
| H16年度 | 54.9 | 32.0 |
| H17年度 | 52.2 | 32.2 |
| H18年度 | 54.5 | 31.9 |
| H19年度 | 51.3 | 31.8 |
| H20年度 | 51.3 | 31.6 |

（出典：社団法人国民宿舎協会）

宿泊者数や売り上げの減少に伴い、平成 16 年 1 月には高知市国民宿舎桂浜荘経営改善検討委員会が、桂浜荘の経営改善に関する報告書を作成した。この報告書に基づき、管理委託を請け負う(財)高知市桂浜公園観光開発公社(以下「公社」という。)は、職員意識の向上や効率的な勤務体制づくり、業績手当制度の移行など、経営改善に向け積極的な取組を進めてきた。しかし、売上の減少は続き、平成 16 年度決算における売上額は、平成 15 年度より 23,000 千円近くの減少となったことから、公社は平成 17 年 5 月に経営改善方針を打ち出し、売上増加に向けた経営改善の取組を行ってきた。さらに、平成 20 年 3 月と平成 21 年 3 月には、指定管理者となった公社が経営改善計画を策定し、重点施策を掲げて経営改善を行ってきた。

利用者は減少傾向にあるものの、桂浜荘は平成 20 年度の全国公営国民宿舎宿泊利用率ランキングでは全 138 施設の中で 13 位と上位に位置し、比較的良好な利用状況を維持している。公社の平成 20 年度の総売上収入は 321,558 千円であり、単年度の公社の運営収支は 30,049 千円、歳入に目的外使用料 294 千円、歳出に公課費 2,219 千円を加えた国民宿舎運営事業特別会計の実質運営収支は 28,124 千円の収益を計上している(資料 2-1 参照)。

(2) 国民宿舎運営事業特別会計の資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因

国民宿舎運営事業特別会計の資金不足比率が経営健全化基準以上となったことは、リニューアルを行う際の収支計画において、過大な宿泊客数の設定や、大幅な利用料の値上げによる収入増を見込んでいた点に最大の要因があると考えている。

平成 7 年 1 月に作成された「国民宿舎桂浜荘改築収支計画(試算)」では、年間の宿泊客数を 43,300 人と計画しているが、この数字は客室宿泊定員 122 人/日に、大小広間定員 48 人/日を加えた 170 人/日を計画の基礎となる宿泊可能定員としており、この宿泊可能定員の 70%の稼働率から算定したものである。

また、利用料金は 5 年ごとに約 10%の値上げによる料金改定を設定し、その金額に基づく収入を計画上見込むなど、見通しの甘い計画であったと考える(資料 4 参照)。

その結果として、毎年の起債元利償還を賄うだけの収入が得られず、赤字決算が続いたが、地方財政制度上認められている繰上充用措置により翌年度歳入で補てんされ、一般会計からの補てんも必要でなかったために、抜本的な経営改善を果たすことができず、今日に至ってしまっていることも重大な要因である。

本市として、資金不足に陥ったこれらの要因を重く受け止め、着実な経営改善を果たしていかなければならない。

2 財政の早期健全化の基本方針

(1) 経営の存廃について

まず、平成 20 年度決算において 13 億円余りの多額の累積赤字を計上している国民宿舎運営事業を存続させるべきか否かについて検討する。

事業を廃止した場合には、廃止時点での累積赤字が一般会計の負担となるため、施設の売却可能性と事業を継続した場合との利益比較が必要となる。

個別外部監査報告においては、桂浜荘の売却について、今後高知市が年間回収見込額 30,000 千円で 15 年間営業を継続しようとした場合、高知市には総額で 450,000 千円の資金の流入があり、この期間に 2%の予定利率が見込まれるとすれば最低 385,478 千円で売却しなければ損失が発生するとされている。

また、四国内の同種施設の最近の売買実績によれば、すべて土地付きの売買であり、その多くは土地価格の目安以下ないしほぼ目安の金額に近い金額で売買されており、桂浜荘の場合には、都市公園法の制約を受けるため、土地付での売却は困難であり、その後の利用に際しても施設を自由に増改築できない等の制約の大きい施設であるため、今後桂浜荘が稼得する収入以上の金額で売却できる可能性は相当に低いと考えられる。

桂浜荘は、本市を代表する景勝地の桂浜公園にあり、低廉で清潔な休養施設として、これまで本市の観光振興に大きな役割を果たしたと考えており、今後も、都市公園内にふさわしい公共性の高い施設でなければならないと考えている。

これらのことから、事業を廃止し施設を売却することは適当ではなく、本市として経営を継続する中で経営改善を図っていくこととする。

(2) 経営の早期健全化手法について

現状のまま運営を継続した場合、現在の収支の状況で推計すると資金不足比率が経営健全化基準以下となるのは 57 年後頃になると思われる。

資金不足比率が経営健全化基準以上となった原因が、施設改築時の起債償還の負担が大きな要因であることから、改築資金の起債元金について一般会計から繰り入れを行い、資金不足比率を早期に経営健全化基準未満としていく。

3 資金不足比率を経営健全化基準未満とする方策

(1) 施設改築に係る起債元金への一般会計からの繰入

今後、指定管理者制度を継続していく上において、改築資金の起債元金を指定管理者に負担させることは、これまでの桂浜荘の経営実績や社会情勢からは適当であるとは考えられず、これを営業収支と切り離すことにより、指定管理者の責任範囲を明確にし、経営改善に取り組む指定管理者の営業努力や工夫が発揮し易くすることが重要であると考えます。

このため、平成 7 年のリニューアルオープン時の改築資金の起債元金については、今後 15 年間にわたり一般会計からの繰り入れを行い、資金不足比率の改善を図るものとする。

(2) 経営改善の方策

ア 指定管理者の公募について

桂浜荘の指定管理者制度導入に伴い、平成 18 年 4 月から 3 年間、公社を指定管理者として選定し、現在は平成 21 年 4 月から公社を指名により指定管理者として引き続き運営を行っている。

長年管理委託を行ってきたノウハウを持ち、地域の実情を熟知し、平等利用の確保の観点や、市の事業展開に柔軟に対応ができる面など、公社が指定管理者となるメリットはある。しかし、今後はより効果的な経営改善を推進するため、公社や民間の様々なノウハウや桂浜荘に適した経営提案などを積極的に活用すべきであり、平成 24 年 4 月からの指定管理者については、公募を行うこととする。

イ 公社の経営改善の取組について

公社では、これまでも宿泊利用客の減少に歯止めをかけるため、経営健全化に取り組んできたが、長引く景気低迷により旅行業界を取り巻く環境の悪化などにより、抜本的な改善には至っていない。

しかしながら、現指定管理者として国民宿舎運営事業特別会計の早期健全化に貢献し、また平成 24 年度からは指定管理者が公募になることを想定し、競争力を高めるため、次のような項目を骨子とする経営改善策に取り組む方針である。

(ア) 組織力の強化

① 公社運営体制の見直し

公社では運営体制を見直し、生産性の低い管理部門を軽量化するため事

務局長を廃止、組織を「管理・営業」「フロント・応接」「調理」の3部門とし、各部門に責任者を配置しそれぞれの長の権限や指揮命令系統を明確化するとともに、組織一丸となって経営改善に取り組む。

また、営業力を強化するため、営業担当者を配置し、積極的に営業活動を展開していく。

② 支配人業務委託の見直し

公社では平成18年度より、全国各地の公的宿泊施設の運営に携わる株式会社休暇村サービスと支配人の派遣業務委託契約を締結し、経営改善を図ってきた。

「お遍路宿泊プラン」「ママの休日プラン」「日帰り入浴休憩プラン」などの年間を通した新しい企画プランの開発、販売をはじめ、学生のスポーツ合宿の誘致活動にも重点的に取り組んできた。

支配人業務委託契約は4年を経過し、休暇村サービスのノウハウが得られたことから、平成21年度をもって支配人の派遣業務委託契約を解消することとした。なお、支配人についてはその役割の重要性やコスト面からも慎重に検討し、早期に決定する。

(イ) コスト縮減のための方策

① 委託契約の見直し

平成21年度は委託契約を見直し、見積合わせを行うことにより、2,870千円の委託費を縮減を図っているが、今後も入札の実施などにより、さらなるコスト縮減に取り組む。

② 送迎用バスの見直し

桂浜荘の車両はいずれも製造後十数年が経過しており、更新等の時期であるため、外部委託を含め検討する。

(ウ) 文化系サークルの合宿の獲得に向けた営業強化

桂浜荘の宿泊客が減少する6,7月及び冬季の入り込みを増加させるため、これまで学生のスポーツ合宿を中心に営業活動に取り組み、合宿の受入が増加傾向にある。

今後は、スポーツ合宿のみならず、季節に左右されない文化系サークル合宿の獲得に向け、新たな営業展開を図り、桂浜荘の閑散期対策として積極的に取り組む。

ウ 施設の改修について

桂浜荘は、建築後約 15 年を経過しており、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建物のライフサイクルコスト」の計画更新年数によれば、建物の主要部分については、今後 15 年程度は大規模改修無しで使用可能であると思われる。

しかしながら、設備機器については老朽化が進行し、特に空調設備は機能自体が相当に劣化している。また現在の空調設備は集中冷暖房であるため、利用者からも部屋毎に温度調整ができない点でクレームが寄せられている状況である。

桂浜荘の利用者が快適に過ごすために必要な改修は、今後の収益確保において重要であることから、計画的に取り組むこととする。

(ア) 空調設備

個別分散型への要望もあり、平成 22 年度から緊急性の高い箇所について、個別に順次改修を行う。

(イ) ボイラー設備

基幹設備である給湯用ボイラーの改修が避けられない状態であり、改修中は利用者の不便を伴うことから、平成 23 年度中の閑散期に工事を行う。

(ウ) 収益増加のための施設改修

営業収益増加のための施設改修については、2 階大広間の洋室ツインルームへの改修や、1 階レストラン部分のコーヒーショップの導入などが考えられる。

これらの改修については、多額の費用が必要なものもあり、収益面での効果等も慎重に検討すべきであることから、平成 24 年度からの指定管理者の選定において、公募時の提案に含めるものとする。

4 経営健全化計画期間

平成 21 年度から平成 31 年度まで（11 年間）

5 各年度ごとの方策に係る歳入及び歳出に関する計画

平成31年度までの収支計画は次の表のとおりである。

■収支計画

(単位：百万円)

| | | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|------------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-----|
| 収益的収支 | 収入 A | 321 | 323 | 359 | 339 | 339 | 339 | 339 | 339 | 339 | 339 | 339 | 339 |
| | 料金収入 | 321 | 323 | 359 | 339 | 339 | 339 | 339 | 339 | 339 | 339 | 339 | 339 |
| | 繰入金 K' | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 支出 B | 332 | 319 | 343 | 319 | 314 | 308 | 304 | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 |
| | 支払利息 | 34 | 30 | 25 | 20 | 14 | 9 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 職員給与費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| C=A-B | △ 11 | 4 | 16 | 20 | 25 | 31 | 35 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | |
| 資本的収支 | 収入 D | 0 | 4 | 126 | 126 | 126 | 126 | 126 | 126 | 126 | 126 | 126 | 126 |
| | 補助金 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 繰入金 K'' | 0 | 0 | 126 | 126 | 126 | 126 | 126 | 126 | 126 | 126 | 126 | 126 |
| | 支出 E | 120 | 130 | 133 | 156 | 141 | 141 | 127 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 建設改良費 | 2 | 7 | 5 | 23 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 元金償還金 | 118 | 123 | 128 | 133 | 139 | 139 | 125 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| F=D-E | △ 120 | △ 126 | △ 7 | △ 30 | △ 15 | △ 15 | △ 1 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | |
| (再掲)繰入金 計 K'+K'' | 0 | 0 | 126 | 126 | 126 | 126 | 126 | 126 | 126 | 126 | 126 | 126 | |
| 収支再差引 C+F | △ 131 | △ 122 | 9 | △ 10 | 10 | 16 | 34 | 163 | 163 | 163 | 163 | 163 | |
| 実質赤字 | 1,335 | 1,457 | 1,448 | 1,458 | 1,448 | 1,432 | 1,398 | 1,235 | 1,072 | 909 | 746 | 583 | |
| 解消可能資金不足額 | 570 | 656 | 550 | 620 | 683 | 753 | 715 | 697 | 671 | 644 | 618 | 591 | |
| 資金不足額 | 765 | 801 | 898 | 838 | 765 | 679 | 683 | 538 | 401 | 265 | 128 | △ 8 | |
| 資金不足比率 | 238.0% | 248.0% | 250.5% | 247.1% | 225.4% | 200.1% | 201.4% | 158.5% | 118.2% | 78.0% | 37.7% | -2.4% | |
| 地方債残高 | 787 | 664 | 536 | 403 | 264 | 125 | | | | | | | |

建設改良費は、平成23年度にボイラーの改修のため23,000千円を見込んでいますが、それ以外の年度については最低限の必要な額とした。

6 各年度ごとの資金不足比率の見通し

計画初期の平成22年度には、一旦資金不足比率が高くなるが、その後は下がり、計画の11年目にあたる平成31年度には資金不足比率は-2.4%となり、経営健全化基準の20%を下回る。

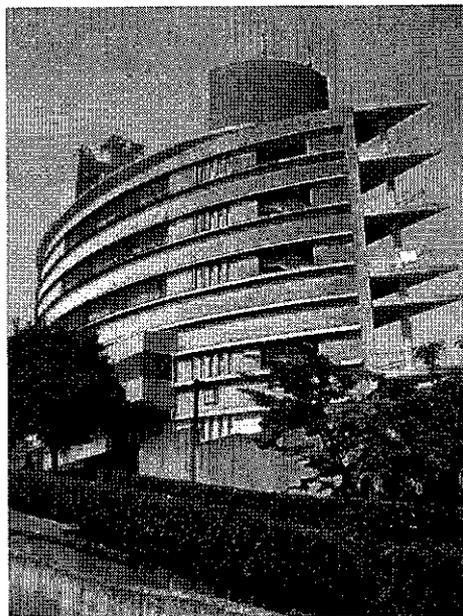
おわりに

国民宿舎桂浜荘は、昭和 39 年の開業以来、安価で快適な宿泊の場を提供し、桂浜という本市を代表する景勝地にある宿泊施設として、本市の観光振興に大きな役割を果たしてきた。

平成 7 年に実施した全面改築の際の収支計画が、過大な宿泊客数の設定や、大幅な利用料の値上げにより収入増を見込むなど、国民宿舎運営事業特別会計の資金不足を招く大きな要因となった。

資金不足の解消を図るための方策として、施設改築の起債元金に対し一般会計からの繰り入れを行うこととなり、この結果を重く受け止め、早期の経営健全化に向けて取り組んでいかなければならない。

長引く景気低迷や旅行形態の変化など、桂浜荘を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあるが、さらなるコスト縮減や公社の運営体制の見直し、営業力の強化などの取組を検証しながら、着実な経営改善を図っていくものである。



資料1 起債償還計画

| | 元金 | 利子 | 年間総合計 |
|--------|---------------|-------------|---------------|
| 平成5年度 | 0 | 2,260,876 | 2,260,876 |
| 平成6年度 | 0 | 11,155,145 | 11,155,145 |
| 平成7年度 | 0 | 63,657,743 | 63,657,743 |
| 平成8年度 | 2,517,105 | 73,811,413 | 76,328,518 |
| 平成9年度 | 11,857,048 | 73,601,298 | 85,458,346 |
| 平成10年度 | 80,354,407 | 72,435,213 | 152,789,620 |
| 平成11年度 | 83,537,456 | 69,252,164 | 152,789,620 |
| 平成12年度 | 86,846,838 | 65,942,782 | 152,789,620 |
| 平成13年度 | 90,287,580 | 62,502,040 | 152,789,620 |
| 平成14年度 | 93,864,907 | 58,924,713 | 152,789,620 |
| 平成15年度 | 97,584,252 | 55,205,368 | 152,789,620 |
| 平成16年度 | 101,451,262 | 51,338,358 | 152,789,620 |
| 平成17年度 | 105,471,815 | 47,317,805 | 152,789,620 |
| 平成18年度 | 109,652,020 | 43,137,600 | 152,789,620 |
| 平成19年度 | 113,998,231 | 38,791,389 | 152,789,620 |
| 平成20年度 | 118,517,052 | 34,272,568 | 152,789,620 |
| 小計 | 1,095,939,973 | 823,606,475 | 1,919,546,448 |
| 平成21年度 | 123,215,357 | 29,574,263 | 152,789,620 |
| 平成22年度 | 128,100,286 | 24,689,334 | 152,789,620 |
| 平成23年度 | 133,179,269 | 19,610,351 | 152,789,620 |
| 平成24年度 | 138,460,036 | 14,329,584 | 152,789,620 |
| 平成25年度 | 138,675,503 | 8,896,399 | 147,571,902 |
| 平成26年度 | 125,129,576 | 3,624,598 | 128,754,174 |
| 小計 | 786,760,027 | 100,724,529 | 887,484,556 |
| 合計 | 1,882,700,000 | 924,331,004 | 2,807,031,004 |

資料2-1 国民宿舎桂浜荘の運営状況について(平成7年度～平成20年度)

1 利用状況

| 年度 | 平成7年度 | 平成8年度 | 平成9年度 | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 宿泊利用人数 | 32,810 | 34,340 | 32,547 | 32,624 | 30,160 | 27,815 | 26,254 | 27,208 | 25,048 | 24,167 | 23,112 | 22,605 | 22,864 | 22,793 |
| 会議・休息 | 22,513 | 21,260 | 17,712 | 15,805 | 16,628 | 20,152 | 18,873 | 23,334 | 21,394 | 21,400 | 17,413 | 19,800 | 19,159 | 19,607 |
| レストラン | 22,795 | 21,130 | 19,758 | 19,202 | 23,050 | 27,037 | 27,781 | 30,274 | 31,037 | 24,231 | 24,878 | 26,688 | 23,460 | 23,088 |
| 入浴 | 10,153 | 11,408 | 12,176 | 10,465 | 11,091 | 12,937 | 12,399 | 11,292 | 10,176 | 8,207 | 8,375 | 3,879 | 3,362 | 3,950 |
| 休憩等人数計 | 55,461 | 53,798 | 49,646 | 45,472 | 50,769 | 60,126 | 59,053 | 64,900 | 62,607 | 53,838 | 50,866 | 50,367 | 45,981 | 46,645 |
| 合計 | 88,271 | 88,138 | 82,193 | 78,096 | 80,929 | 87,941 | 85,307 | 92,108 | 87,655 | 78,005 | 73,778 | 72,972 | 68,846 | 69,438 |
| 営業日数(日) | 365 | 364 | 364 | 363 | 364 | 363 | 363 | 363 | 363 | 363 | 363 | 362 | 365 | 364 |
| 宿泊利用率 | 73.7% | 77.3% | 73.3% | 73.7% | 67.9% | 62.8% | 59.3% | 61.4% | 56.6% | 54.9% | 52.2% | 54.5% | 51.3% | 51.3% |

(単位:千円)

2 収支決算状況

| 年度 | 平成7年度 | 平成8年度 | 平成9年度 | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------|-------------|
| 歳入 | 454,622 | 458,996 | 437,964 | 434,698 | 446,304 | 439,321 | 406,914 | 409,439 | 379,224 | 356,352 | 336,623 | 334,379 | 335,303 | 321,852 |
| 宿舎使用料 | 416,889 | 417,686 | 399,720 | 392,586 | 407,893 | 399,856 | 370,888 | 374,249 | 350,529 | 330,114 | 311,444 | 309,651 | 310,101 | 300,797 |
| 諸収入 | 37,733 | 41,310 | 38,244 | 42,112 | 38,411 | 39,465 | 36,046 | 35,190 | 28,695 | 26,238 | 25,178 | 24,728 | 25,202 | 21,055 |
| 県補助金 | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰入金 | | | | | | | | | | | | | | |
| 歳出 | 361,223 | 369,984 | 360,619 | 353,414 | 360,031 | 374,205 | 378,225 | 364,418 | 352,012 | 335,380 | 339,184 | 347,919 | 305,859 | 300,375 |
| 運営費 | 361,223 | 369,984 | 356,499 | 349,277 | 355,918 | 369,817 | 375,385 | 363,668 | 349,493 | 334,346 | 299,778 | 302,896 | 301,811 | 291,509 |
| 施設整備費 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,950 | 43,199 | 714 | 1,969 |
| 退職補助金 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 34,592 | 0 | 3,334 | 4,678 |
| 公課費 | | | 4,120 | 4,137 | 4,113 | 4,388 | 2,840 | 750 | 2,519 | 1,034 | 864 | 1,824 | 0 | 2,219 |
| その他 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 予備費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ※1運営収支 | 93,399 | 89,012 | 77,345 | 81,284 | 86,273 | 65,116 | 28,689 | 45,021 | 27,212 | 20,972 | 2,561 | 13,540 | 29,444 | 21,477 |
| ※2実質運営収支 | 93,399 | 89,012 | 77,345 | 81,284 | 86,273 | 65,116 | 28,689 | 45,021 | 27,212 | 20,972 | 35,981 | 29,659 | 33,492 | 28,124 |
| 公便費 | 63,657 | 76,328 | 85,458 | 152,789 | 152,789 | 152,790 | 152,790 | 152,790 | 152,789 | 152,790 | 152,790 | 152,790 | 152,790 | 152,790 |
| ※3単年度収支 | 29,742 | 12,684 | 8,113 | 71,505 | 66,516 | 87,674 | 124,101 | 107,769 | 125,577 | 131,818 | 155,351 | 166,330 | 123,346 | 131,313 |
| 繰上充用金 | 77,608 | 47,866 | 35,182 | 43,295 | 114,800 | 181,316 | 268,990 | 393,091 | 500,860 | 626,437 | 758,255 | 913,605 | 1,079,935 | 1,203,281 |
| 実質収支 | △ 47,866 | △ 35,182 | △ 43,295 | △ 114,800 | △ 181,316 | △ 268,990 | △ 393,091 | △ 500,860 | △ 626,437 | △ 758,255 | △ 913,605 | △ 1,079,935 | △ 1,203,281 | △ 1,334,594 |

※1 運営収支=歳入-歳出

※2 実質運営収支=歳入-運営費-公課費

※3 単年度収支=歳入-歳出-公債費

資料2-2 国民宿舎桂浜荘の運営状況について(平成21年度～平成31年度)

1 利用計画

| 年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 宿泊利用人数 | 22,616 | 25,104 | 23,747 | 23,747 | 23,747 | 23,747 | 23,747 | 23,747 | 23,747 | 23,747 | 23,747 |
| 会議・休息 | 19,743 | 21,914 | 20,731 | 20,731 | 20,731 | 20,731 | 20,731 | 20,731 | 20,731 | 20,731 | 20,731 |
| レストラン | 26,280 | 29,171 | 27,594 | 27,594 | 27,594 | 27,594 | 27,594 | 27,594 | 27,594 | 27,594 | 27,594 |
| 入浴 | 3,650 | 4,052 | 3,833 | 3,833 | 3,833 | 3,833 | 3,833 | 3,833 | 3,833 | 3,833 | 3,833 |
| 休憩等人数計 | 49,673 | 55,137 | 52,158 | 52,158 | 52,158 | 52,158 | 52,158 | 52,158 | 52,158 | 52,158 | 52,158 |
| 合計 | 72,289 | 80,241 | 75,905 | 75,905 | 75,905 | 75,905 | 75,905 | 75,905 | 75,905 | 75,905 | 75,905 |
| 営業日数(日) | 364 | 364 | 364 | 364 | 364 | 364 | 364 | 364 | 364 | 364 | 364 |
| 宿泊利用率 | 50.9% | 56.5% | 53.5% | 53.5% | 53.5% | 53.5% | 53.5% | 53.5% | 53.5% | 53.5% | 53.5% |

2 収支計画

(単位:千円)

| 年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|----------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|----------|----------|
| 歳入 | 327,465 | 358,894 | 339,510 | 339,510 | 339,510 | 339,510 | 339,510 | 339,510 | 339,510 | 339,510 | 339,510 |
| 宿舎使用料 | 302,458 | 335,732 | 317,584 | 317,584 | 317,584 | 317,584 | 317,584 | 317,584 | 317,584 | 317,584 | 317,584 |
| 諸収入 | 20,899 | 23,162 | 21,926 | 21,926 | 21,926 | 21,926 | 21,926 | 21,926 | 21,926 | 21,926 | 21,926 |
| 県補助金 | 4,108 | | | | | | | | | | |
| 繰入金 | 296,705 | 322,820 | 322,894 | 301,894 | 301,894 | 301,894 | 301,894 | 301,894 | 301,894 | 301,894 | 301,894 |
| 繰入金 | 286,063 | 312,580 | 297,216 | 297,216 | 297,216 | 297,216 | 297,216 | 297,216 | 297,216 | 297,216 | 297,216 |
| 歳出 | 7,261 | 5,000 | 23,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |
| 施設整備費 | 2,115 | 2,695 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 退職補助金 | 1,266 | 2,545 | 2,678 | 2,678 | 2,678 | 2,678 | 2,678 | 2,678 | 2,678 | 2,678 | 2,678 |
| 公課費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 予備費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ※1運営収支 | 30,760 | 36,074 | 16,616 | 37,616 | 37,616 | 37,616 | 37,616 | 37,616 | 37,616 | 37,616 | 37,616 |
| ※2実質運営収支 | 36,028 | 43,769 | 39,616 | 39,616 | 39,616 | 39,616 | 39,616 | 39,616 | 39,616 | 39,616 | 39,616 |
| 公債費 | 152,789 | 152,791 | 152,789 | 152,790 | 147,572 | 128,754 | | | | | |
| ※3単年度収支 | △ | 8,797△ | 10,659△ | 10,340△ | 15,558△ | 34,376△ | 163,130△ | 163,130△ | 163,130△ | 163,130△ | 163,130△ |
| 繰上充用金 | 1,334,594 | 1,456,623 | 1,447,826 | 1,458,485 | 1,448,145 | 1,432,587 | 1,398,211 | 1,235,081 | 1,071,951 | 908,821 | 745,691 |
| 実質収支 | △ | 1,456,623△ | 1,447,826△ | 1,448,145△ | 1,432,587△ | 1,398,211△ | 1,235,081△ | 1,071,951△ | 908,821△ | 745,691△ | 582,561△ |

※1 運営収支=歳入-歳出

※2 実質運営収支=歳入-県補助金-運営費-公課費

※3 単年度収支=歳入+繰入金-歳出-公債費

資料 3

資金不足比率について

公営企業の経営の健全化を図るべき基準として定められている指標で、公営企業の経営状況を表すもの。
政令で定める数値（経営健全化基準20%）以上である場合には、当該資金不足比率を公表した年度の末日までに当該年度を初年度とする公営企業の経営の健全化のための計画（経営健全化計画）を定めなければならない。

①根拠 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）第22条第2項 及び
地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第3条

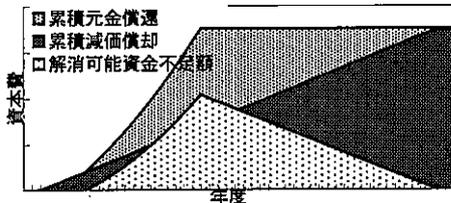
②算定方法（宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業に係る特別会計の場合） (単位：千円)

(1) 資金不足額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{資金不足額} \\ \hline 765,310 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{前年度} \\ \hline \text{歳出決算額} \\ \hline 1,656,445 \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{建設改良費等以外の経費} \\ \hline \text{の財源に充てるために起} \\ \hline \text{こした地方債の現在高} \\ \hline - \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{前年度} \\ \hline \text{歳入決算額} \\ \hline 321,851 \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{解消可能} \\ \hline \text{資金不足額} \\ \hline 569,284 \\ \hline \end{array} \quad \text{※2}$$

国民宿舎の場合、累積赤字額と同じ

- ※1 当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。
- ※2 施設の建設改良費等の財源に充てるために起こした地方債の前年度までの累計元金償還金が、当該施設に係る当該年度の前年度までの累計減価償却費を超えている場合に総務省令で定めるところにより算定した額



左記に示すように、施設の累積元金償還額 と累積減価償却費 の差（以下「累積償還・償却差額」という）であり、事業の性質上事業開始後一定期間、構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合に適用されるもの。
※計画赤字額ともいう。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{解消可能} \\ \hline \text{資金不足額} \\ \hline 569,284 \\ \hline \end{array} = \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{累積元金償還額} \\ \hline 1,095,940 \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{累積減価償却費} \\ \hline 526,656 \\ \hline \end{array} \right) - \begin{array}{|c|} \hline \text{累積元金償還額の} \\ \hline \text{うち元利償還金に} \\ \hline \text{対する繰入金} \\ \hline - \\ \hline \end{array} \quad \text{※3}$$

- ※3 「総務省自治財政局長通知」による。元利償還金※4 に対する準元利償還金の割合（当該年度前3カ年平均と前年度のいずれか大きい値。以下「繰入率」という。）を累積償還・償却差額に乗じて算出。
- ※4 準元利償還金：特別会計等の元利償還金の財源とみなされる繰入金額

(2) 事業の規模

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{事業の規模} \\ \hline 321,543 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{前年度} \\ \hline \text{営業収益} \\ \hline 321,543 \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{前年度} \\ \hline \text{受託工事収益} \\ \hline - \\ \hline \end{array}$$

(3) 資金不足比率の算定式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{資金不足比率} \\ \hline 238.0 \\ \hline \end{array} = \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{(1) 資金不足額} \\ \hline 765,310 \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{(2) 事業の規模} \\ \hline 321,543 \\ \hline \end{array}}$$

